

沖縄県看護実務者研修事業実施要項

(目的)

第1条 沖縄県看護実務者研修は、介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するための実践的、専門的手法を習得し、地域における高齢者の権利擁護のために必要な援助等を地域において実践できる人材を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は沖縄県とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、次の各号に掲げる事業を行う事業所において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員であって、沖縄県知事が適当と認めた者とする。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 介護保険施設 | (2) 指定居宅サービス事業所 |
| (3) 指定地域密着型サービス事業者 | (4) 指定介護予防サービス事業者 |
| (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 | |

(研修内容)

第4条 この研修は、厚生労働省が定める標準的な研修カリキュラムに基づき、研修対象者に、介護施設等において、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

2 講義・演習を基本とし、厚生労働省が定める研修内容が達成できるよう、必要な研修時間を確保する。

(受講手続等)

第5条 研修の受講を希望する者は、所属長を通じて受講申込書（様式第1号）に所要事項を記載し、沖縄県知事に申し出るものとする。

2 沖縄県知事は、前項による申込があったときは、書類審査の上、受講者を決定する。また、事業を委託する場合は、必要書類を研修実施機関の長あて送付するものとする。
3 前2項によりがたい場合は、別の方法によることも可能とする。

(修了証書の交付)

第6条 沖縄県知事は、研修修了者に対し修了証書を交付するものとする。

(修了者の登録)

第7条 沖縄県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、高齢者権利擁護等推進事業における看護実務者として登録し管理するものとする。

(費用)

第8条 研修受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当額を負担するものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めのない事項については、沖縄県知事が別に定めるものとする。

附 則 この要項は、平成19年1月29日から適用する。

附 則 この要項は、平成19年4月26日から適用する。

附 則 この要項は、平成27年7月1日から適用する。

附 則 この要項は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。